

令和 7 年 5 月 29 日

第 2 4 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 4 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 5 月 29 日（木曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 10 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 11 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 13 号 令和 6 年度最適化活動の点検・評価について
 - 日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （19 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （5 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 田中 菜々子

開 会（午後 2 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

本日は諸橋会長が農業会議の関係により 2 日間東京出張で欠席のため、長岡市農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、安達会長職務代理者から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 24 回の総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が会長のほか、議席番号 2 番、土田委員、8 番、青柳委員、17 番、馬場委員、19 番、坂詰委員から提出されております。出席委員は 24 名中 19 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 1 番、佐藤佑美委員、3 番、菰澤哲也委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 日程第 2、議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 3、4 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 6 件でございます。

1 から 4 番は売買による所有権移転、5、6 番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 8 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第 9 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域1件でございます。

1番、東谷の田について、石油及び天然ガスの採取に係る坑井の掘削作業用地並びに生産基地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和10年5月31日までに期間を変更するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第10号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第10号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、川口地域1件、越路地域1件、長岡地域1件、寺泊地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において5月20日までに現地確認を実施しております。

1番、川口和南津の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口和南津地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、神谷の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。議

案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、神谷地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、高島町の田について、通路、庭敷地として利用するものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、寺泊年友の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊年友地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第10号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第11号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第11号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10から12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域6件、川口地域1件、越路地域1件、中之島地域1件の計9件でございます。

1、7番の上除町の田については同一案件のため、まとめて説明いたします。農作業場建築敷地として利用するために、1番は売買による所有権移転をするもの、7番は賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和7年10月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、悠久町の畑について、庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に中貫保育園と栖吉中学校があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

3番、川口和南津の畑について、カーポート建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料30ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口和南津地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、浦の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年9月15日までの計画です。申請地は、浦地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、新組町の田について、資材置場及び駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年11月20日までの計画です。土地改良事業が行われた区域内にあり、

第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、上条町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和7年7月20日から令和7年12月31日までの計画です。土地改良事業が行われた区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

8番、高寺町の田について、坑井の廃坑作業に伴う工事ヤード敷地として利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和7年6月16日から令和8年11月30日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するものであるため、例外的に許可できるものであります。

9番、島田の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和8年3月31日までの計画です。申請地は、島田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第11号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第12号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは2件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは97件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が91件、使用貸借権設定が6件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは50件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が45件、使用貸借権設定が5件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは7件の申出があり、内容については賃借権の移転が7件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の17ページから41ページにて確認をお願いします。

以上、計156件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第12号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第13号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

議長 議案第13号 令和6年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

この令和6年度最適化活動の点検・評価については、農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会全体の実績と各委員の活動、成果実績及び各委員から提出された自己点検、評価の結果をまとめたものです。

別に配付しました農業委員会の最適化活動の点検・評価と書かれた表をご覧ください。この表は、長岡市農業委員会全体の令和6年度の最適化活動の実績をまとめたものとなっています。

最初に、1、最適化活動の成果目標の(1)、農地集積の実績については、71.9%の目標のところ、68.6%の集積率となりました。

次に、(2)、遊休農地の解消については、0.4ヘクタールの目標のところ、ゼロヘクタールの解消となっております。これは、令和3年度までに発生した遊休農地2ヘクタールを5年かけて解消する目標設定をしていたところ、令和5年度末までに大多数を解消し切っていたため、令和6年度の解消実績がなくなったことによるものです。

次に、新規参入の促進については、新規参入者に任せてもよいと同意の取れた農地面積をまとめたものとなり、目標が60ヘクタールのところ、実績が1ヘクタールとなりました。

次に、2、最適化活動の活動目標の(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数については、月当たり10日の目標のところ、実績は月当たり6日となりました。

次に、(2)、活動強化月間は3か月の目標のところ、実績が3か月、(3)、新規参入相談会への参加については、マッチングフェアに参加

いただいたことでそれぞれ目標を達成しました。

次に、3、点検・評価結果についてですが、これは各目標の達成度合いが点数化され、点数に応じて結果が入力されるものとなっています。農業委員会全体の評価とともに推進委員等の評価結果は、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」の割合が多い結果となりました。これは、農地集積や活動日数で目標に達しなかった地域が多かったことによるものです。

次に、議案書の46ページの推進委員等の最適化活動の点検・評価のページをご覧ください。今ほど説明した市全体の評価と各委員の実績及び自己点検、評価を踏まえ、記載のと通りの文言を総会意見として各委員の点検・評価シートの総会で出された意見の欄に印字するものです。本日配付した封筒に各委員の活動日数の実績、各地域別の農地集積、遊休農地解消実績等を記載した点検・評価シートを同封していますので、ご確認いただきたいと思います。

また、委員個人の点検、評価とは別に、令和6年度の長岡市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、6月末までに取りまとめて市のホームページに公表する予定です。

以上で令和6年度最適化活動の点検・評価についての説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第13号 令和6年度最適化活動の点検・評価についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

 事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を48ページに、5条の届出について10件を49から51ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を52ページに、18条合意解約について3件を53ページに、利用権の解約について13件を54から56ページに、中間管理権の解約について13件を57から59ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第24回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時27分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 5 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名																		
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一																		
2	欠	土 田 米 藏	14	出	駒 野 亜由美																		
3	出	韭 澤 哲 也	15	出	西 巻 郁 夫																		
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔																		
5	出	若 井 泰 志	17	欠	馬 場 義 昭																		
6	欠	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸																		
7	出	馬 場 陽 子	19	欠	坂 詰 隆																		
8	欠	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一																		
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一																		
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい																		
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也																		
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美																		
<table><tr><td>出席委員</td><td>人</td><td>1 9 人</td><td>議事録署名委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>欠席委員</td><td>人</td><td>5 人</td><td>佐 藤 佑 美 委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2 4 人</td><td>韭 澤 哲 也 委員</td><td colspan="2"></td></tr></table>						出席委員	人	1 9 人	議事録署名委員			欠席委員	人	5 人	佐 藤 佑 美 委員			計		2 4 人	韭 澤 哲 也 委員		
出席委員	人	1 9 人	議事録署名委員																				
欠席委員	人	5 人	佐 藤 佑 美 委員																				
計		2 4 人	韭 澤 哲 也 委員																				